ジュニアNISAが始まります!

ジュニアNISAは未成年者を対象とした少額投資非課税制度です。

投資額からの収益(売却益・配当等)が非課税となります。

平成28年1月から申込み受付開始、4月から投資が可能となります。

お子様・お孫様の将来に向けた資産づくりに活用できます。

ジュニアNISAの6つのポイント

ポイント1	ポイント2	ポイント3
制度の利用可能者	非課税対象	年間投資限度額
日本に住む0~19歳の	公募株式投資信託や上場株式	新規投資資金で毎年80万円
未成年者	等の売却益や配当等	(5年間で最大400万円)
不 风 午 自	守い元型型と配当寺	(3年间で取入400万円)

ポイント4

非課税期間

投資した年から最長5年間

ポイント5

投資可能期間

平成28年4月から 平成35年12月末まで

ポイント6

運用管理および払出制限

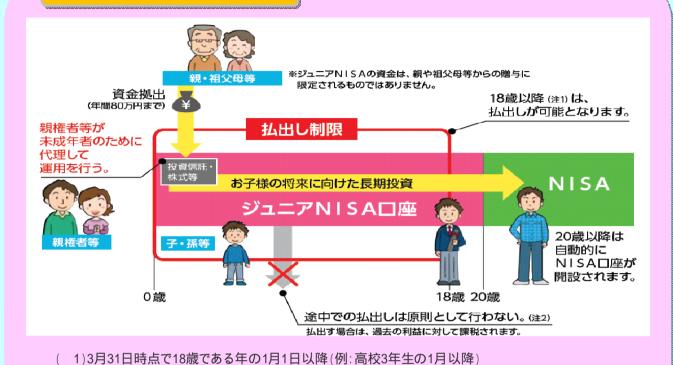
原則として、親権者等が未成年者の ために代理して運用を行います。 また、18歳(注1)まで払出し制限が あります(注2)。

- (注1)3月31日時点で18歳である年の前年の12月末まで払出しできません。
- (注2)災害等やむを得ない場合には非課税での払出しが可能

ジュニアNISAとNISAの違い

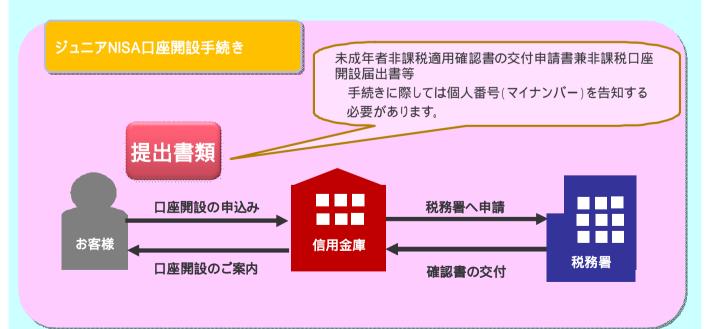
	ジュニアNIS A	NIS A
制度の利用可能者	0~19歳の日本国内にお住まいの方	満20歳以上の日本国内にお住まいの方
非課税対象	公募株式投資信託や上場株式等の売却益や配当等	
投資可能期間	平成35年まで	
年間投資限度額	年間80万円を上限とし、5年間で最大400万円	年間100万円を上限とし、5年間で最大500万円 (平成28年より、年間の上限額が120万円に引き 上げられるため、5年間で最大600万円)
非課税期間	最長5年間	
運用管理	・原則として、親権者等が未成年者のために 代理して運用を行います。 ・18歳(注1)までは払出し制限があります(注2)。	・口座名義人が運用を行います。 ・払出し制限はありません。
金融機関変更	変更不可	毎年変更可

ジュニアNISAのイメージ図



2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能

(出所:金融庁/NISA推進·連絡協議会)



ジュニアNISAの活用方法

お子様・お孫様の将来に向けた資産づくりに

ご両親・祖父母様がお子様やお孫様に資金を贈与 してジュニアNIS A口座で運用し、教育資金や住宅購入資金等に資産を活用できます。

お子様やお孫様へ年間投資額の上限である80万円を贈与したとしても、贈与税における受贈者1人あたりの基礎控除額である110万円以下なので贈与税はかかりません。ただし、ジュニアNIS Aに贈与税の特例はないため、他に贈与がある場合にはその金額とあわせて110万円を超えれば贈与税の対象となります。

ジュニアNIS Aの資金はご両親・祖父母様等からの贈与に限定されるものではありません。

将来の必要資金の目安

< 教育費(大学)> 平均392万円~629.3万円¹

<結婚費用 > 平均 3 3 3 . 7 万円 ²



<住宅取得費用>

- · 土地付注文住宅 平均 3,743万円 ³
- ・マンション 平均3.967万円³
- 1 文部科学省「文部科学白書」H21年度版 2 ㈱リクルートマーケティングパートナーズ 「ゼクシィ結婚トレンド調査2014 3 住宅金融支援機構H26「フラット35利用者調査」

お子様・お孫様の投資教育に

投資を通じて経済や金融、社会に興味を持ってもらうことで、お子様・お孫様の視野を広げることが期待できます。

ご両親・祖父母様もご一緒に、三世代でお金や投資について学んだり、話し合ったりするきっかけ にすることができます。

定時定額取引×ジュニアNISA

毎月小口資金から自動引落しで無理なく投資できます。

リスクを軽減する「時間分散」の効果が期待できます。

購入するタイミングを気にせずに投資できます。



例えば、左図の値動きをする投資 信託を毎月1万円ずつ5回購入す ると・・・

累計	平均購入単価
50,000円	8,879円

【時間分散の効果】

基準価額が高いときには 少ない口数、低いときには多くの 口数を購入します。



ジュニアNISAに関する留意事項

・口座開設者が18歳(注1)になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。(注2)

(注1)3月31日時点で18歳である年の前年の12月末まで払出しできません。

(注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能(このときもジュニアNIS A口座を廃止することになります。)

- ·ジュニアNIS A口座は、1人1口座しか開設できません。
- ・ジュニアNIS A口座開設後は、金融機関の変更はできません。(廃止後の再開設は可能です。)
- ・収益(売却益・配当等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。 (損益通算や損失の繰越控除はできません。)

【投資信託ご購入にあたってのご注意事項】

投資信託は、預金、保険契約ではありません。

投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託の設定・運用は委託会社が行います。

投資信託は、元本および利回り、分配金の保証はありません。

投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落して元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落して元本欠損が生ずることがあります。

投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。

投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に最大3.24%(税込)を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.944%(税込)を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。

投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。

投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。

投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずお読みいただき、内容を確認・理解された上で、ご自身でご判断ください。インターネット専用ファンドを除き、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫本支店にご用意致しております。

当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

お問合せ先

商号等 : 岡崎信用金庫

東海財務局長(登金)第30号

加入協会:日本証券業協会

岡崎信用金庫 市場事務部 窓販業務課 フリーダイヤル 0120-053-060 【受付時間】 月曜日~金曜日 9:00~17:30

(信用金庫休業日を除きます)



- ・本資料は、信頼できると判断した情報をもとに当金庫が作成しておりますが、正確性・完全性について当金庫が責任を負うものではありません。
- ·本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資信託·その他の有価証券の売買等を推奨するものでありません。
- ·本資料は、予告な〈変更される場合があります。。
- ・本資料の全部または一部の無断複写および無断複製を禁じます。
- ・計算についてはあくまで概算であり、システムや端数処理よって異なる場合があります。